

関東地方整備局管内の 工事事故の現状と対策について



令和5年1月

関東地方整備局 企画部 技術調査課

1. 発注者の安全対策の取り組み

発注者の安全対策の取り組み

1. 土木工事共通仕様書への記載

- ①「工事中の安全確保」について21項目を記載

2. 土木工事特記仕様書への記載

- ①「重点的安全対策」の記載
- ②「試掘及び埋設物の防護費」の記載

3. 受注者に対する重点的安全対策の周知

- ①既発注工事の受注者に説明
- ②施工計画書受理時における説明
- ③工事現場における施工状況把握、安全パトロール等における説明
- ④工事安全協議会における説明

4. 工事事故防止強化月間(11月)

- ①全受注者を対象とした安全協議会の開催
- ②管内現場のパトロール・点検
- ③PR活動等

5. 工事事故の措置

- ①安全管理の措置が不適切であったため工事事故を発生させた場合、指名停止等の措置を施す。
- ②工事成績評定への反映(考査項目 施工状況「安全対策」の評価)

1. 土木工事共通仕様書への記載

1-1-1-27 工事中の安全確保

1. 安全指針等の遵守

受注者は、土木工事安全施工技術指針、建設機械施工安全技術指針、「港湾工事安全施工指針」、「潜水作業安全施工指針」及び「作業船団安全運航指針」、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

2. 建設工事公衆災害防止対策要綱

受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第496号、令和元年9月2日)を遵守して災害の防止を図らなければならない。

3. 支障行為等の防止

4. 使用する建設重機

5. 周辺への支障防止

6. 架空線等事故防止対策

受注者は、架空線等上空施設的位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない。

7. 防災体制

8. 第三者の立ち入り禁止措置

受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。

9. 安全巡視

受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。

10. 現場環境改善

11. 定期安全研修・訓練等

受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 当該工事内容等の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) 当該工事における災害対策訓練
- (5) 当該工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

12. 施工計画書

受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

13. 安全教育・訓練等の記録

受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

14. 関係機関との連絡

受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、海上保安部、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

15. 工事関係者の連絡会議

受注者は、工事現場が隣接しまたは同一場所において別途工事がある場合は請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。

16. 安全衛生協議会の設置

17. 安全優先

受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

18. 災害発生時の応急措置

災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。

19. 地下埋設物等の調査

受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。

20. 不明の地下埋設物等の処置

受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。

21. 地下埋設物件等損害時の措置

受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。

2. 土木工事特記仕様書への記載

〈工事中の安全確保〉

重点的安全対策

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和4年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I 架空線等の損傷事故防止
- II 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV 足場・法面等からの墜落事故防止
- V 地下埋設物の損傷事故防止
- VI 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII 事故防止

試掘及び埋設物の防護

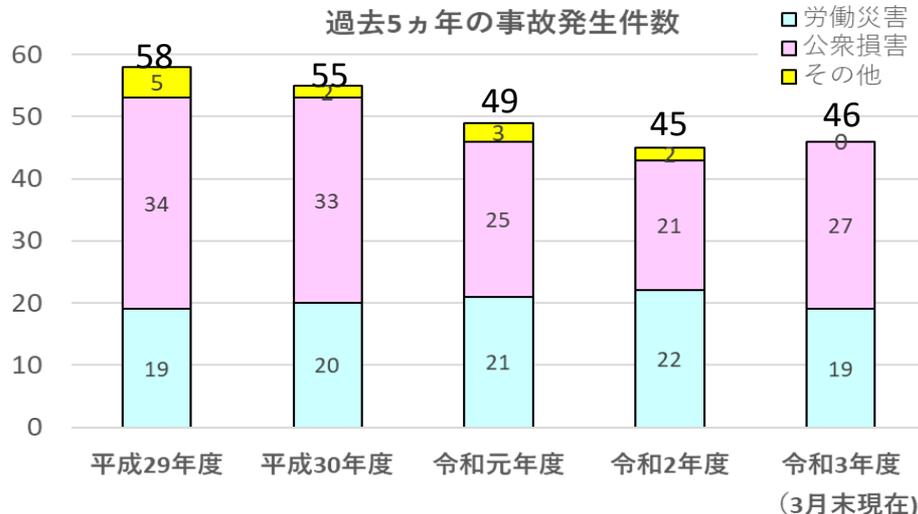
〇〇工の施工にあたり、地下埋設物に影響を与える箇所について埋設物の管理者等と協議し、必要と判断された場合は、**試掘の実施について**監督職員と協議するものとし、**設計変更の対象とする。**

また、現場条件等により**埋設物の防護**が必要な場合には、監督職員と協議するものとし、**設計変更の対象とする。**

3. 受注者に対する重点的安全対策の周知

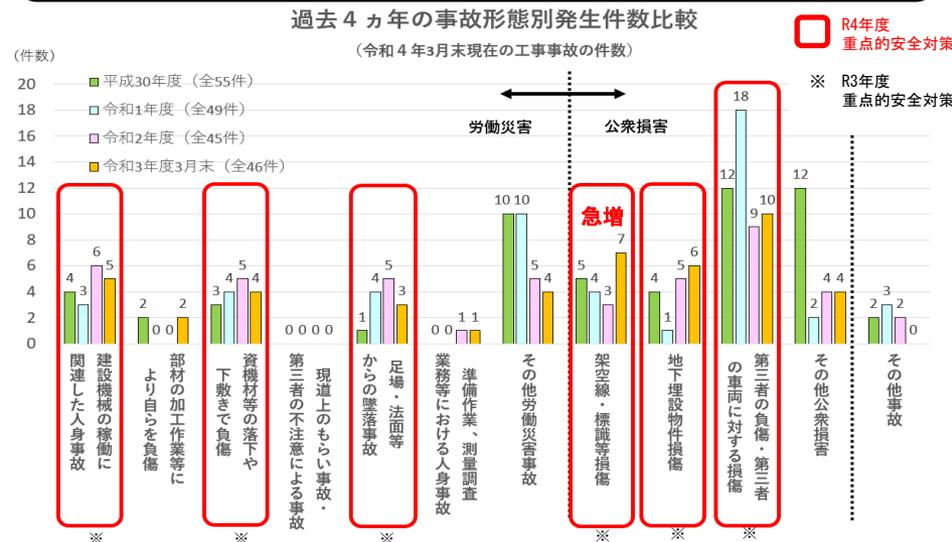
1. 過去5カ年事故発生件数推移

近年の事故発生件数は横ばいの状況であるが、令和3年度は若干増加傾向（公衆損害は増加、労働災害は減少傾向）です。



2. 過去4カ年事故発生形態別発生件数比較

令和3年度は、公衆損害の発生割合が多く、特に**架空線・標識等損傷に関する事故が急増**しています。



3. 令和4年度重点的安全対策事故発生形態

令和3年度に**事故が多発している発生形態を重点的安全対策事故発生形態**とします。

I. 架空線等上空施設の損傷事故防止

(R3発生割合15% 7件/46件)

II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

(R3発生割合11% 5件/46件)

III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止

(R3発生割合 9% 4件/46件)

IV. 足場・法面等からの墜落事故防止

(R3発生割合 7% 3件/46件)

V. 地下埋設物の損傷事故防止

(R3発生割合13% 6件/46件)

VI. 第三者の負傷、第三者車両等に対する損害

(R3発生割合22% 10件/46件)

4. トピックス

架空線・標識等損傷事故により、電力施設や通信施設に損傷を発生させると**第三者への影響が非常に大きい**ため、ご注意ください。

令和3年度は、**建設機械・バックホウのアームやダンプの荷台を下げ忘れたことが原因**で架空線を損傷した事故が多発しています。

架空線等を損傷した場合は、近隣住居・社屋等の**民間利用に大きな支障**が生じます。チェックリスト等を利用し、工事事故防止に努めて下さい。

また、オペレータ等工事関係者に対し、工事現場の架空線等上空施設の種類、位置（場所・高さ等）及び留意事項を周知するとともに、アームや荷台を上げたまま移動・走行しないよう徹底して下さい。

架空線近接箇所での作業におけるチェックリスト



バックホウのアームを上げたまま走行したことにより架空線を損傷した事故の写真

確認項目	確認者	確認年月日
1. 工事現場における架空線等上空施設については、施工に先立ち、現地調査を実施し、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者を確認しているか。		／／
2. 現地調査結果を発注者（監督職員）に報告したか。		／／
3. 架空線等上空施設に近接して工事を行う場合は、必要に応じて、その管理者に施工方法の確認や立会いを求めたか。		／／
4. 建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプ等により、接触・切断の危険性がある場合は、必要に応じて以下の保安措置を講じているか。 ① 架空線等上空施設への防護カバーの設置 ② 工事現場の出入り口等における高さ制限装置の設置 ③ 架空線等上空施設的位置を明示する看板等の設置		／／

※チェックリストは関東地整HPに掲載されております。
https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000059661.pdf

《発注者の実施事項》

① 工事受注者に対する重点的安全対策の周知

適宜、次の段階等において重点的安全対策項目についての内容説明・注意喚起を行う。

- 1) 既発注工事の受注者に説明(令和4年4月初旬)
- 2) 施工計画書受理時における説明
- 3) 工事現場における施工状況把握、安全パトロール等における説明
- 4) 工事安全協議会における説明

② 工事事務防止強化月間

工事契約数及び稼働現場数が多い11月を「工事事務防止強化月間」とする。

主な実施内容

- 1) 工事受注者を対象とした安全協議会の開催
- 2) 管内工事現場のパトロール・点検
- 3) PR活動等

③ 工事事務に対する受注者への措置

「令和4年度重点的安全対策」のうち「Ⅶ.事故防止の重点的安全対策として実施するべき内容」においては、下請が単独で起こした事故であっても当該内容の指導が不十分であったとして、受注者に対し、厳しい措置を行うこととする。

《発注者の実施事項》

④ 工事事故に対する下請への措置

工事事故を発生させた場合において、下請が独自の判断で行った作業、行動などにおいての事故で、下請に責があることが明らかである場合には、下請に対しても厳しい措置を行うこととする。

⑤ 管理施設損害事故に対する措置

工事の施工に伴い管理施設に損害を与えた事故については、公衆損害事故に準じて、受注者に対して厳しい措置を行うこととする。 ※管理施設:発注者が所有・管理する施設の事故による損害が、公衆に影響を及ぼす場合

⑥ 工事事故防止に対する適切な費用の計上

工事事故防止のため、安全管理に関する担い手育成・確保ができるよう適正な予定価格の設定を行うとともに、除草作業における飛び石防護費用や地下埋設物の試掘や防護費用など、現場条件に応じた適正な費用を計上する。

⑦ 建設コンサルタント業務等受注者に対する周知

業務内容により、重点的安全対策項目に係わる作業が生じる場合は、受注者に対して、本対策について周知する。

⑧ 工事实施に必要な関係機関協議等の適切な実施

発注者として工事实施に必要な関係機関協議等を適切に実施し、安全対策において必要と考えられる協議内容等を受注者へ確実に伝達し、適正な工事施工を確保する。

《受注者の実施事項》

①重点的安全対策に対する施工計画への記載と対策の周知

施工計画書を立案する際に、現場状況等を事前に確認し、現場条件、工事内容等に即した安全管理を検討するとともに、重点的安全対策の具体的な実施方法を施工計画書に明記し、チェックリスト等を用いて作業時の留意事項についての指導を徹底する。また、ミーティング時等に受注者からオペレーター・作業員への直接指導等を徹底する。

②適切な人員の配置

施工にあたっては、現地条件等を十分把握した上で、工事内容に応じた適切な人員を配置する。

③工事関係者に対する周知

資機材搬入業者に対しても、その都度、受注者から周知する。

④連続事故発生時の対応

同一会社で事故を連続して発生させている受注者は、社内の安全管理体制を見直し、安全な施工が実施できる環境を整える。

⑤作業員に対する安全教育

工事事務防止のため、安全教育を強化徹底し、技術者・作業員の育成・確保に努めるものとする。

工事事故防止強化月間(11月)

4. 工事事故防止強化月間(11月)

1. 目的

工事稼働現場が多くなる時期において、安全対策の取組みを確認・強化することにより、受発注者の安全意識を高め、工事事故を防止することを目的として実施

2. 対象期間 (令和4年度)

令和4年11月1日(火)～11月30日(水)

3. 実施内容

①安全協議会等の開催

- ・「関東地方整備局令和4年度重点的安全対策」、「事務所管内の事故事例や工事特性を踏まえた安全対策の注意喚起」等を説明し、周知徹底を促す。
- ・外部機関を活用した講習会等を併催し、安全意識の向上を図る。

②現場の安全総点検・パトロール

- ・強化月間内に施工中の全ての工事について、現場の安全対策が適切に実施されていることを受発注者間で相互に確認して、安全意識の高揚を図る。
- ・必要に応じ、管内の労働基準監督署に協力要請し、合同で実施する。

③啓発活動

- ・「関東地方整備局令和4年度重点的安全対策」の啓発
- ・「工事事故防止強化月間」チラシの配布・掲示
- ・「工事事故の現状と対策について」(本局作成資料)の配布
- ・事務所管内の事故事例や工事特性を踏まえた安全対策の注意喚起
- ・現場で作業を行う業務委託業者に対する安全対策についての注意喚起

※安全協議会等の開催及び現場安全総点検・パトロールを実施する際は、WEB方式の活用や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じる。

工事事故防止強化月間(11月)

【チラシ】



国土交通省 関東地方整備局

令和4年度 工事事故防止強化月間

実施期間：令和4年11月1日～11月30日

取り組み内容



安全協議会等の開催



現場の安全総点検、パトロールの実施



安全管理・事故防止に関する啓発活動

関東地方整備局管内 工事事故発生状況

令和4年10月末時点22件(速報値)

(令和3年10月末時点29件)

TOPICS

- ◆ 工事事故発生件数は対前年度比で7件減少
- ◆ 「架空線等の損傷事故」及び「地下埋設物件の損傷事故」が多発している状況

※架空線近接箇所・地下埋設物作業チェックリスト

http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000059661.pdf



ホームページでは工事事故の発生件数や事故事例など各種安全関係の資料を掲載しています。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000013.html>



問合せ先：国土交通省 関東地方整備局 企画部 技術調査課 安全施工担当

☎ 048-600-1332 (ダイヤルイン)

2. 事故事例と防止のポイント

工事事故発生事例(架空線等の損傷事故)

【事故事例①】 バックホウのアームが架空線に接触し、架空線を損傷

工事種別	一般土木工事	事故発生日	令和3年7月27日	気象条件	雨
------	--------	-------	-----------	------	---

■事故概要

- ・バックホウ (0.45m³) を当日の作業箇所へ移動する際に、バックホウのアームを下げずに工事用道路を走行し、アームで民家への引込光ケーブル配線を切断した事故。
- ・高さ制限三角旗を架空線の直下に設置しており、高さ制限三角旗と同時に架空線を切断してしまった。
- ・架空線に対する注意喚起として“のぼり旗”を設置していたが、目立たなかった。

■事故発生状況



工事事故発生事例(架空線等の損傷事故)

発生要因

○周知不足

危険箇所の周知はしたが、オペレータが新規入場者で危険等の認識が不足していた。

○注意不足

オペレータは架空線の存在について認識が薄く、移動時に重機足元（敷鉄板等）が気になり架空線を見ていなかった。また、バックホウのアームを下げずに走行した。

○仮設位置不良

高さ制限三角旗の設置が架空線の直下で、架空線と同時に切断してしまい事故回避できなかった。

◆本来ならば・・・

- ・建設機械を移動する際は、必ずアーム等を下げて移動する、基本的な対策が徹底されていなかった。
- ・誘導員の配置により必要な離隔距離を確保する措置や、高さ制限対策等の防護措置を講じるべきであった。

↳ 関係法令等：土木工事安全施工技術指針 第3章 第2節 架空線等上空施設一般

再発防止策

○周知徹底

新規入場者には元請職員同行の元、現場内の危険箇所を周知し、事故の危険性を共有する。

○注意喚起

架空線下の移動は必ず誘導員を配置し移動することを周知徹底するとともに、重機の移動時は必ずアームを下げた移動するよう安全教育等で周知徹底する。

○仮設位置改善

高さ制限の三角旗は、架空線の前後10mの位置に設置し、オペレータへ分かり易く表示する。

工事事故発生事例(架空線等の損傷事故)

■ 架空線等の損傷事故の教訓

架空線等の損傷事故は重点的安全対策にも設定され、注意喚起してきましたが、依然として多く発生している状況です。

なぜ、目視可能な架空線や上空構造物を損傷してしまうのか、類似事故を防止するため、教訓とすべき事故要因をご紹介します。

作業手順の説明不足

作業員へ**作業手順及び留意事項を説明していない**。または、説明不足で作業員が十分に理解せず、**オペレーターの独断**で重機を動かしてしまった。

注意喚起措置不足

三角旗又はのぼり旗が無かったため、目測で架空線直下を通過しようとしたが、見誤って架空線に接触してしまった。

一人作業

事故発生当時、現場には監視員がおらず、**作業員またはダンプ運転手1人で作業**を行っていた。

仮置き場への対策不足

仮置き場には架空線に対する接触防止措置を行っていなかった。

作業員の思い込み

架空線に近接した作業であったが、作業への慣れから**「大丈夫だろう」という思い込みがあった**。

照度不足・見落とし

夜間、作業場所の**照度が確保されていない中で重機を稼働させたため、架空線を見落としてしまった。**

不明確な注意喚起

注意喚起のため、**三角旗又はのぼり旗を設置していたが、オペレーターや合図者から見える位置に設置されていなかった。**

架空線への意識欠如

架空線からの離隔が確保できる十分な作業スペースがあったにも関わらず、**接触のおそれがある架空線付近で作業を行った。**

工事事故発生事例(架空線等の損傷事故)

■ 架空線等の損傷事故の防止策

1. 架空線等上空施設の調査を実施し、位置（場所、高さ）の周知徹底
2. 現場内のルール設定及び留意事項の周知徹底（移動時はアームを下げるなど）
3. 作業手順の見直し及び周知徹底
4. 現場安全点検・巡視の強化
5. 専任の監視員・誘導員を配置
6. 架空線の目印や注意表示の設置・増設
7. 架空線防護対策実施（門型ゲート、防護管の設置など）
8. 建設機械の工夫（注意事項・高さ制限の表示など）
9. オペレーターと監視員・誘導員の役割分担明確化及び連携強化

重機やユニック等が稼働する
仮置き場・資材置き場にも設
置されていますか？

架空線損傷防止に関する注意喚起・防護措置例



オペレーターや合図者から見えていますか？

工事事故発生事例(架空線等の損傷事故)

■ 架空線等の損傷事故の安全管理ポイント

※ 架空線等上空施設の事前確認、作業員への周知徹底が重要

「土木工事安全施工技術指針」 (第3章第2節 架空線等上空施設一般) 抜粋

1. 事前確認

- (1) 工事現場における架空線等上空施設について、施工に先立ち、**現地調査を実施し、種類、位置(場所、高さ等)及び管理者を確認すること。**
- (2) 建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等により、**接触・切断の可能性**があると考えられる場合は、必要に応じて以下の保安措置を行うこと。
 - ① 架空線等上空施設への防護カバーの設置
 - ② 工事現場の出入り口等における高さ制限装置の設置
 - ③ 架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置
 - ④ 建設機械のブーム等の旋回・立ち入り禁止区域等の設定

3. 現場管理

- (1) 架空線等上空施設に近接した工事の施工にあたっては、**架空線等と機械、工具、材料等について安全な離隔を確保**すること。
- (2) 建設機械、ダンプトラック等のオペレータ・運転手に対し、工事現場区域及び工事道路内の架空線等上空施設の**種類、位置(場所、高さ等)**を連絡するとともに、**ダンプトラックのダンプアップ状態での移動・走行の禁止**や建設機械の旋回・立ち入り禁止区域等の留意事項について周知徹底すること。

工事事故発生事例(建設機械等の稼働に関連した人身事故)

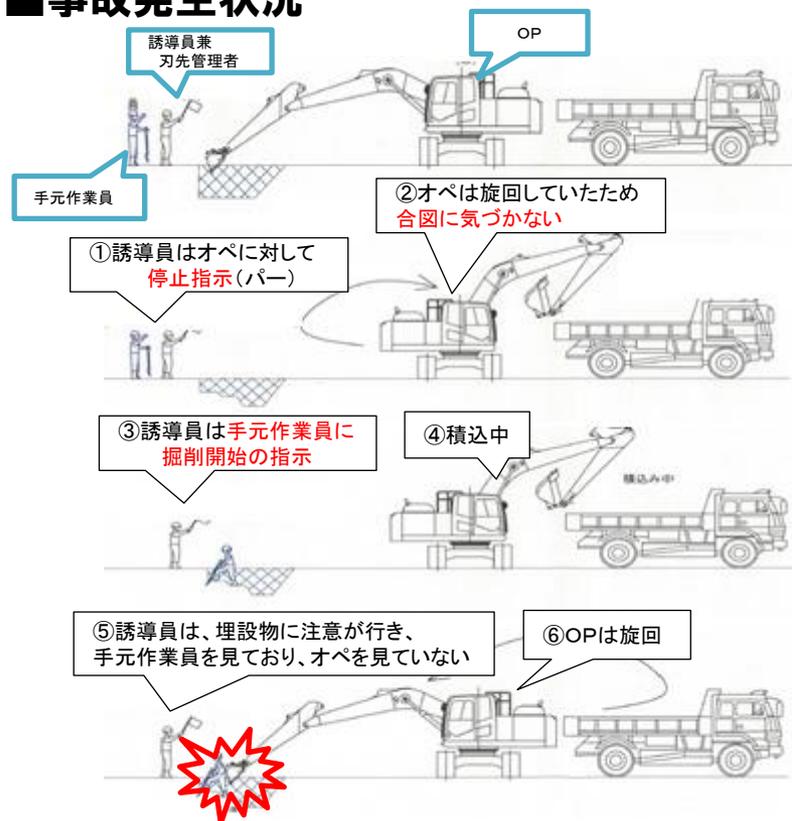
【事故事例②】 バックホウのバケットと地山に作業員が挟まれ負傷

工事種別	一般土木工事	事故発生日	令和元年7月12日	気象条件	晴れ
------	--------	-------	-----------	------	----

■事故概要

- バックホウ及び手元作業員との共同作業により、地山の掘削を誘導員の指揮のもと行っていたが、機械掘削から手元作業員による掘削作業とするため、誘導員はバックホウに停止するよう合図を行ったが、バックホウオペレーターに伝わらず、手元作業員がバケットと地山との間に挟まれ負傷した事故。
- これらの一連の作業は、誘導員の“グーパー運動”による指示を行っていた。

■事故発生状況



工事事故発生事例(建設機械等の稼働に関連した人身事故)

発生要因

- 手元作業員に対して危険が及ばないようにバックホウを誘導することの遵守不足
バックホウの操作停止が行われていない状態で、誘導員が手元作業員を掘削箇所に入れてしまった。
- バックホウオペレーターの死角について周知不足
バックホウのオペレーターの死角について、誘導員や手元作業員等に十分に周知がされていない。
- ◆本来ならば・・・
 - ・誘導員は、自ら行った停止合図によってオペレーターの操作停止が確実に行われたかの確認をした上で、手元作業員に指示すべきであった。
 - ・バックホウのオペレーターの死角について、誘導員や手元作業員等に十分に周知すべきであった。



関係法令等：労働安全衛生則 第158条
土木工事安全施工技術指針 第4章 第1節 建設機械作業の一般的留意事項

再発防止策

- 合図によるバックホウ停止確認の徹底
誘導員は、停止合図によってオペレーターの操作停止が確実に行われたかの確認を徹底する。
また、オペレーターに対しては、運転席の前方に注意喚起看板を掲示するなどし、合図の見落としがないよう注意喚起する。
- 建設機械の運転手の視認性に関する死角の周知徹底
バックホウに限らず、一般的に建設機械の運転手には死角が存在することから、誘導員や作業員に対して死角の危険性について周知する。

工事事故発生事例(建設機械等の稼働に関連した人身事故)

■ 建設機械等の稼働に関連した人身事故の防止策

1. 現場内ルールの設定及び留意事項の周知徹底
2. 作業手順の見直し及び周知徹底
3. 現場安全点検・巡視の強化
4. 講師を招いた講習会開催
5. 専任の監視員・誘導員を配置
6. 禁止事項の周知徹底
(立ち入り禁止範囲の明示、機械の能力を超えた使用、安全装置を解除しての使用など)
7. 建設機械の工夫
(注意事項の表示、衝突防止センサーの取り付けなど)

建設機械等の稼働に関連した人身事故防止策例

バックホウによる吊り作業時の
クレーンモードの確認(回転灯)



シートベルトの着用確認

専任の監視員・誘導員を配置



立ち入り禁止範囲の明示



誘導員

監視員

工事事故発生事例(建設機械等の稼働に関連した人身事故)

■建設機械の稼働に関連した人身事故の安全管理ポイント

※作業計画等における適切な作業方法の策定や、接触防止のための措置が重要

「土木工事安全施工技術指針」 (第4章第1節建設機械作業の一般的留意事項) 抜粋

1. 安全運転のための作業計画・作業管理

- (1) 作業内容, 作業方法, 作業範囲等の周知を図ること。
- (2) 路肩, のり肩等危険な場所での作業の有無, 人との同時作業の有無等を事前に把握して, **誘導員, 監視員の配置及び立入禁止箇所の特定措置**を明らかにしておくこと。
- (3) 作業内容により, やむを得ず, 人と建設機械との共同作業となる場合には, **必ず誘導員を指名して配置**すること。誘導員及び作業員には合図・誘導の方法の他, **運転者の視認性に関する死角についても周知**を図ること。

6. 用途外使用の制限

- (1) 原則として, 建設機械は, **用途以外に使用しない**こと。
- (2) パワーショベル等の吊り上げ作業等に係わる用途外使用は, 作業の性質上やむを得ない場合に限り, その際には, 以下を満たすことを確認したうえで行うこと。
 - ① 十分な強度をもつ吊り上げ用の金具等を用いること。
 - ② 吊り荷等が落下しないこと。
 - ③ 作業装置からはずれないこと。

工事事故発生事例(墜落による人身事故)

【事故事例③】 H鋼上の作業員に部材があたり足を負傷し転落

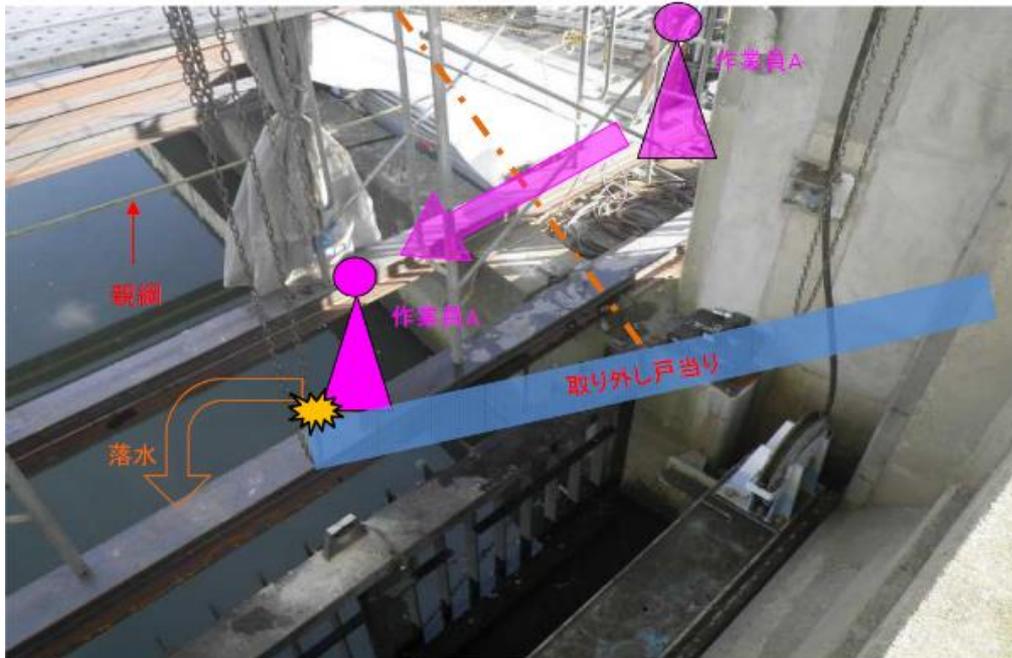
工事種別	機械設備工事	事故発生日	令和4年1月18日	気象条件	晴れ
------	--------	-------	-----------	------	----

■事故概要

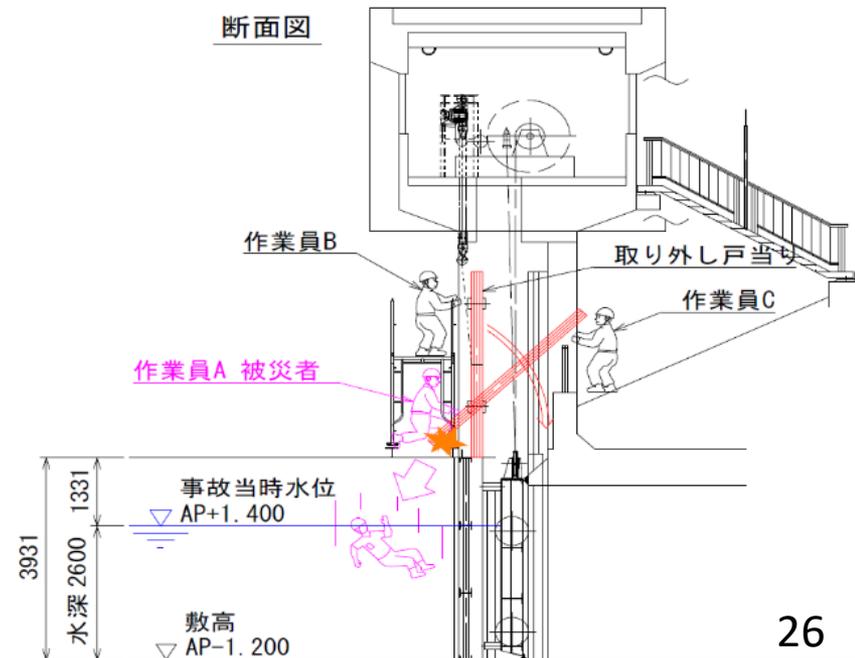
- 作業員Bがチェンブロックを操作し、作業員Cが胸壁防護柵に当たらないよう向きを調整していた。その際取り外した戸当り下部が仮設H鋼材に引っ掛かったため、その付近で他作業をしていた作業員Aを呼び、引っ掛かりを外そうと作業員Aが力を加えた際に、戸当り中央部で目通し絞りしていたワイヤーが弛み、戸当りが下へ抜けて作業員Aの右足甲にぶつかり、衝撃により作業員A及び戸当りが落水した。

■事故発生状況

事故状況



断面図



工事事故発生事例(墜落による人身事故)

発生要因

- 親綱を張り、墜落制止用器具は装着していたが未使用、ライフジャケットも未着用であった。
- 長尺物(3.6m : 270kg)であったが向きを変えるために吊材を組換え使用したが、1本吊り状態で取外しや組換えにより不安定になりやすく、また、目通しワイヤーのずれ止め対策が無かった。
- 施工計画書ではH鋼材に足場板を置きステージを設営してから足場を組み立て、設備の撤去作業に取り掛かるとしていたが、作業の進捗を優先させるために作業床の完成前に仮設H鋼の上に単管足場を組んだため、作業員は開口部上での不安全な状態で撤去作業を行っていた。

◆本来ならば・・・

- ・作業手順どおり、足場を組み立てた後に、撤去等の作業をすべきであった。
- ・親綱は設置しており、墜落制止用器具も装着していながら、使用していなかった。

 関係法令等：土木工事安全施工技術指針 第2章 安全措置一般

再発防止策

- 作業員には墜落制止用器具の使用を徹底させ、河川に墜落する恐れがある作業においてはライフジャケットの着用も徹底する。
- 吊荷は2点吊以上とし1本吊は禁止する。(縦吊を行う場合も2点吊)、さらに抜け止め対策として吊具は吊材がゆるんだ場合も吊具が外れない構造(クランプ等使用)とする。
- 施工計画書の手順を遵守し、作業床などの安全確保を行ってから作業を行うことを厳守する。

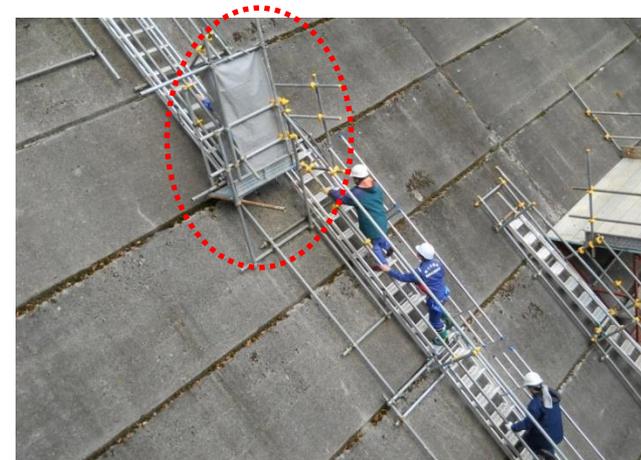
工事事故発生事例(墜落による人身事故)

■ 墜落による人身事故の防止策

1. 危険性の調査(リスクアセスメント)の実施の徹底
2. 安全朝礼、安全ミーティング、安全点検等の安全管理活動の実施の徹底
3. 現地条件を踏まえた作業手順の見直し及び周知徹底
4. 開口部等の明示
5. 作業床の端、開口部等、落下の危険性がある範囲への立ち入り禁止
6. 墜落制止用器具(安全帯)の装着の徹底
7. 手すり、覆い、防護ネット等による落下防止措置



防護ネット・幅木による落下防止措置



昇降設備の踊り場に転落防止ネットを設置

工事事故発生事例(墜落による人身事故)

■ 墜落による人身事故防止の安全管理ポイント

※ 墜落による人身事故防止対策が必要

「土木工事安全施工技術指針」(第1章第4節工事現場管理) 抜粋

4. 現場条件に応じた措置

施工中現場の施工条件と施工計画とが一致しない状況になった場合は、すみやかにその原因を調査分析し、変更となった条件を考慮して対策をたて直し、適切な施工管理に努めること。

7. 安全管理活動

日々の建設作業において、各種の事故を未然に防止するために次に示す方法等により、安全管理活動を推進すること。

- ① 事前打合せ, 着手前打合せ, 安全工程打合せ
- ② 安全朝礼(全体的指示伝達事項等)
- ③ 安全ミーティング(個別作業の具体的指示, 調整)
- ④ 安全点検
- ⑤ 安全訓練等の実施

工事事故発生事例(墜落による人身事故)

「土木工事安全施工技術指針」(第2章第5節墜落防止の措置) 抜粋

2. 作業床端、開口部からの墜落防止措置

- (8) 作業床の端、開口部等には、必要な強度の囲い、手摺、覆い等を設置すること。
- (9) 囲い等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは安全確保のため防護網を張り、墜落制止用器具(安全带)を使用させる等の措置を講じること。
- (10) 床上の開口部の覆い上には、原則として材料等を置かないこととし、その旨を表示すること。
- (11) 柵、覆い等をやむを得ず取りはずして作業をする場合には、当該場所への関係作業員以外の立入を禁止する標識を設置し、監視員を配置すること。
また、取りはずした囲い等は、作業終了後直ちに復旧すること。

5. 作業員に対する措置

- (1) 新規に入場した作業員に対しては、当該現場の墜落危険箇所及び墜落のおそれのある作業について、事前に安全教育を実施すること。
- (2) 墜落防護工の無断取りはずしの禁止について教育し、監督指導すること。
- (3) 墜落制止用器具(安全带)等保護具の保管管理について指導すること。
- (4) 高所作業に従事する作業員については、年齢、体力等に配慮し、特に健康状態を確認して配置すること。
- (5) 高所の作業においては未熟練者、高齢者の配置は避けること。

工事事故発生事例(地下埋設物の損傷事故)

【事故事例④】 バックホウで既設水道管を損傷した事故

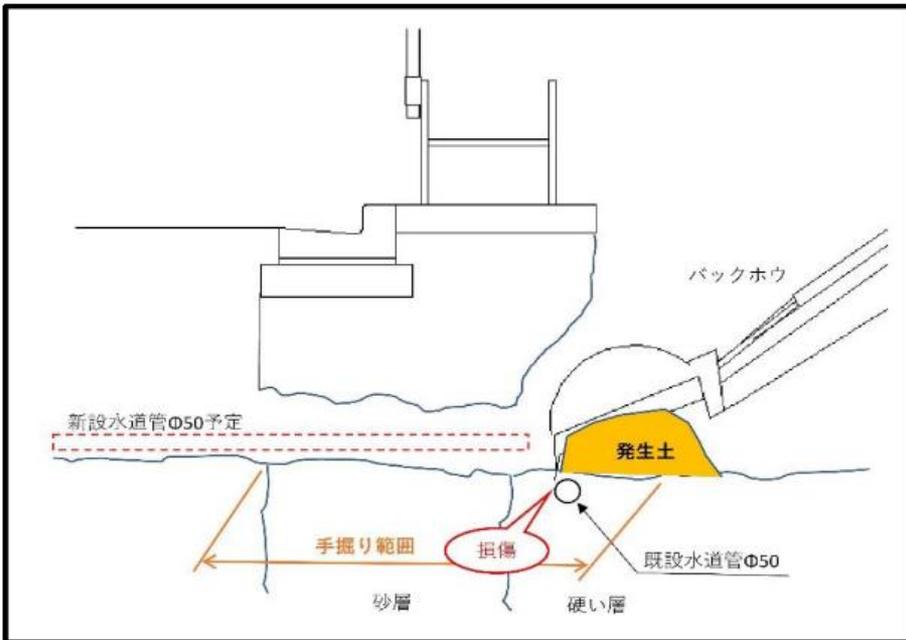
工事種別	一般土木工事	事故発生日	令和3年12月9日	気象条件	晴れ
------	--------	-------	-----------	------	----

■事故概要

- ・ 水道管の移設工事中、φ50mmの既存水道管をバックホウの爪で破損し隣接する工場への水道供給が止まったもの。

■事故発生状況

事故詳細図



発生要因

○施工計画書の遵守不足

施工計画書では埋設管を確認できるまでは人力掘削行う手順となっており、KY活動でも確認していたが作業員の思い込みにより、バックホウを使用してしまった。

○下請作業員への周知不足

元請職員がスプレーで埋設物表示をしていたが作業員に対する表示・周知が足りなかった。

◆本来ならば・・・

- ・元請が作業員全員に、地下埋設物の損傷防止に関する留意事項を徹底指導すべきであった。



関係法令等：土木工事安全施工技術指針 第3章 第1節地下埋設物一般
土木工事安全施工技術指針 第1章 第4節工事現場管理

再発防止策

○施工計画書記載内容の徹底

元請職員は埋設物近接箇所にて常駐し、バックホウを使用していないかを監視する。

○下請作業員への周知徹底

元請職員は埋設物近接箇所の掘削前にスプレーによるマーキングを行い、加えて木杭による埋設物表示も行う。また現地KYを実施し周知を高める。

工事事故発生事例(地下埋設物の損傷事故)

■ 地下埋設物の損傷事故の防止策

1. 地下埋設物の事前調査徹底周知徹底
2. 目印表示や看板設置による埋設物位置の表示、作業員への周知
3. 埋設物付近の掘削作業は人力による先掘を実施するなど慎重に実施
4. 事前に試掘を十分に実施
5. 現場安全点検・巡視の強化
6. 専任の監視員・誘導員を配置

地下埋設物の損傷事故防止策例



オペレーターや合図者から見えいてますか？

■ 地下埋設物の損傷防止の安全管理ポイント

※地下埋設物の事前確認、現地位置表示、作業員への周知徹底が重要

「土木工事安全施工技術指針」（第3章第1節地下埋設物一般） 抜粋

1. 工事内容の把握

- (1) 埋設物が予想される場所で工事を施工しようとするときは、設計図書における地下埋設物に関する条件明示内容を把握すること。
- (2) 設計図書に記載がない場合でも、道路敷内で掘削を行う工事があるときには、道路管理者、最寄りの埋設物管理者に出向き、**道路台帳、埋設物台帳等により埋設物の有無の確認を行うこと。**
- (3) 掘削の規模、深さ、掘削位置と道路との相対的位置をよく把握し、掘削に伴って影響が及ぶおそれのある範囲については、前項と同様に調査を行い、埋設物の状況の概要把握に努めること。

2. 事前確認

- (1) 埋設物が予想される場所で施工するときは、**施工に先立ち、台帳に基づいて試掘**を行い、その埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を原則として目視により、確認すること。
- (2) 掘削影響範囲に埋設物があることが分かった場合は、その埋設物の**管理者及び関係機関と協議**し、関係法令等に従い、**保安上の必要な措置、防護方法、立会の必要性、緊急時の通報先及び方法、保安上の措置の実施区分等**を決定すること。

工事事故発生事例(第三者の負傷・第三者車両等に対する損害)

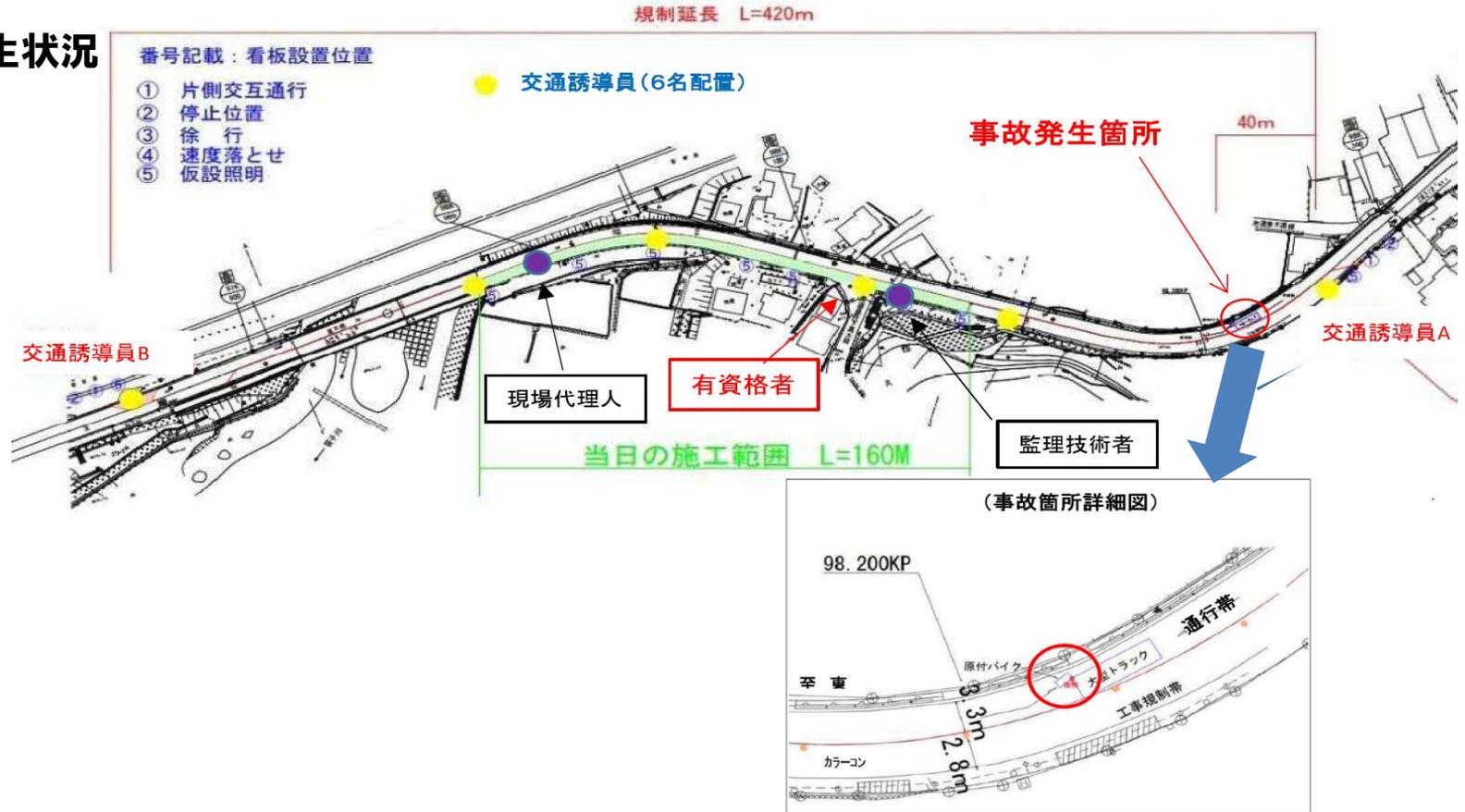
【事故事例⑤】 工用信号を切り替え忘れ大型トラックと原付バイクが接触

工事種別	維持修繕工事	事故発生日	令和3年10月15日	気象条件	晴れ
------	--------	-------	------------	------	----

■事故概要

・片側交互通行規制を行っている際に、工用信号を青から赤に切り替え忘れたことにより、両方向が青信号となってしまう、大型トラックと原付バイクが接触し、原付バイク運転手が転倒し負傷したものの。

■事故発生状況



工事事故発生事例(第三者の負傷・第三者車両等に対する損害)

発生要因

- 信号切り替え後の確認動作が作業手順書に明確に定められていなかった。
- 受注者が警備会社作成の作業手順書を把握しておらず、工事現場に即した手順書になっていなかった。
- 不測の事態が発生した際に臨機の措置を行う役割を担う中間地点の交通誘導員について、見通しの悪い道路線形を踏まえた適切な位置に配置されておらず死角が生じていた。

◆本来ならば・・・

- ・片側交互通行規制において車両を誘導する場合は、車両通過時の確認方法や交通誘導員の合図・誘導方法を明確に定めるべきであった

↳ 関係法令等：土木工事安全施工技術指針 第6章 第2節トラック・ダンプトラック・トレーラー等

再発防止策

- 作業手順書に信号切り替え後の確認動作（目視確認、指差し呼称、他の誘導員に伝達）及び全交通誘導員が常に規制帯内の状況把握を行い、臨機の措置対応を行うことを明確に記載する。
- 現場特有の条件（見通しが悪い、交差点がある等）に即した内容となるよう、作業手順書の作成について受注者による指導を徹底する。
- 中間地点の交通誘導員について、元請けが、現場条件に即した、死角が生じない適切な配置になるように、交通誘導員配置図を作成し、工事関係者に共有する。

工事事故発生事例(第三者の負傷・第三者車両等に対する損害)

■ 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害の防止策

1. 危険性の調査(リスクアセスメント)の実施の徹底
2. 安全朝礼、安全ミーティング、安全点検等の安全管理活動の実施の徹底
3. 現地条件を踏まえた作業手順の見直し及び周知徹底
4. 道路関係法令(道路交通法、道路運送車両法、道路法)を遵守
5. 適切な交通誘導
6. 仮復旧期間における車両交通のための路面維持

工事事故発生事例(第三者の負傷・第三者車両等に対する損害)

■ 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害の安全管理ポイント

「土木工事安全施工技術指針」(第6章第2節 トラック・ダンプトラック・トレーラ等) 抜粋

2. 運搬作業

- (1) 現道を走行する車両は、交通関係法令(道路交通法, 道路運送車両法, 道路法)に適合したものであること。
- (2) 積込みは、車両制限令を遵守し、荷崩れ、荷こぼし等をおこさないようにすること。

「公衆災害防止要綱」(第26 仮復旧期間における車両交通のための路面維持)

- 1 施工者は、道路を掘削した箇所を車両の交通の用に供しようとするときは、埋め戻したのち、原則として、仮舗装を行い、又は覆工を行う等の措置を講じなければならない。この場合、周囲の路面との段差を生じないようにしなければならない。やむを得ない理由で**段差が生じた場合は、5パーセント以内の勾配**ですりつけなければならない。
- 2 前項において、覆工板に鋼製のものを使用する場合には、滑止めのついたものでなければならない。
- 3 施工者は、覆工板の取付けに当たっては、通行車両によるはね上がりや車両の制動に伴う水平方向等の移動を生じないように、各覆工板の間にすき間を生じないようにしなければならない。また、覆工部と道路部とが接する取付け部については、アスファルト・コンクリート等でそのすき間を充填しなければならない。また、覆工部の端部は、路面の維持を十分行わなければならない。
- 4 施工者は、布掘り、つぼ掘り等で極めて小部分を一昼夜程度の短期間で掘削する場合には、原則として埋戻しを行い、交通量に応じた仮復旧を行わなければならない。なお、橋面等の小規模工事で、やむを得ず鉄板により覆工を行う場合は、滑止めのついた鉄板を用いることとし、鉄板のすりつけに留意するとともに、鉄板の移動が生じないようにしなければならない。

事故防止について(関係法令の遵守)

■ 事故防止に関する指導に際しては、関係法令・指針等を遵守すると共に、各現場条件を考慮した事故防止措置や安全な施工等の指導を徹底してください。

関係法令(抜粋)

・労働安全衛生法 第29条「元方事業者の講ずべき措置等」

元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。

- 2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認められるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。
- 3 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。

・土木工事安全施工技術指針(令和2年3月改正) 第1章 総則

1. 目的

本指針は、土木工事における施工の安全を確保するため、一般的な技術上の留意事項や施工上必要な措置等の安全施工の技術指針を示したものである。

2. 適用範囲

本指針は、国土交通省で行う一般的な土木工事の安全施工に適用する。

3. 関連法令等の遵守

土木工事の施工にあたっては、本指針のほか工事に関する関係法令等を遵守のうえ安全に行わなければならない。

※土木工事安全施工技術指針は令和2年3月に改正されました。関東地方整備局ホームページに掲載しています。

https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000773793.pdf

工事着手前に是非一度ご覧下さい。

関東地方整備局ホームページ「工事の安全対策」コンテンツでは、重点的安全対策や工事事故の発生状況、管内で発生した工事事故の事例や再発防止対策などを紹介しています。

各工事現場における安全対策の立案や、安全教育の素材としてご活用ください。

重点的安全対策

令和4年度 重点的安全対策 (令和4年3月策定)

(令和4年度新補・変更)

工事事故を防止するため、特に以下の事故発生形態を重点的安全対策事故発生形態とし、重点的に安全対策を講じ、事故防止に万全を期すこととする。また、重点的安全対策事故形態に該当しない作業であっても、リスクアセスメントを適切に行い、重大事故につながる危険要因を排除することにより、工事事故防止に努めることとする。

令和3年度(2月)末現在、管内で発生している工事事故のうち、重点的安全対策事故発生形態に該当する事故は令和3年度に比べて増加している。また、重点的安全対策事故形態に該当しない作業であっても、リスクアセスメントを適切に行い、重大事故につながる危険要因を排除することにより、工事事故防止に努めることとする。

なお、「再発防止の重点的安全対策」として実施すべき内容は、基本的な安全対策をまとめたものであり、下請が継承で起こした事故であっても、当該内容の指導が不十分であったとして、受注者に対し、厳しい措置を行うこととする。

1. 架空線等上置施設の損傷事故防止

工事関係作業に起因した「架空線等上置施設の損傷事故」については、これまで重点的安全対策に定め、事故防止に努めてきたところではあるが、引き続き発生している状況である。

重点的安全対策として実施すべき内容

①【事前確認及び周知・指導の徹底】

架空線の施設について、施工前に現地調査を実施し、種類、位置（塔用・高さ等）、管理者を確認するとともに、オペレーター等の作業員へ周知徹底を図る。

工事事故発生状況

令和3年度 関東地方整備局管内 工事事故(速報)の情報提供について

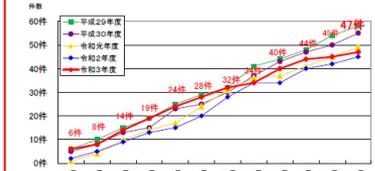
工事の安全管理には、日頃から万全を期していただいているところでありますが、この度、残念ながら工事事故が発生しました。このような工事事故が再び発生することのないよう、工事事故発生状況を皆様にお知らせいたします。

●工事事故発生状況(令和4年4月1日現在速報値)

1. 月報工事事故発生件数(R4.3.1~3.31)	2件
2. 令和3年度累計工事事故発生件数	47件 (前年度比+2件)
3. 令和3年度累計死亡者・負傷者数	死亡者数 0人 負傷者数 22人

※上記速報値は、警察の検定と異なる(変更日となる場合が有ります)

●工事事故件数の推移



国土交通省関東地方整備局
建設機械の川、みち、海、空、港、まっさらにつながるチームサイト

ホーム > 技術情報 > 工事の安全対策

技術情報

公共工事に関する共通仕様書や工事安全対策、新技術など様々な情報のご案内です。

工事の安全対策

重点的安全対策

令和4年度 工事事故防止「重点的安全対策」[PDF:1369KB]

【関東版重点】 <令和4年3月策定>

工事事故事例及び発生状況

工事事故事例

工事事故発生状況(速報値)

工事事故防止強化月間

令和3年度 工事事故防止強化月間(11月) [PDF:3240KB]

セーフティサポートニュース

関東地方整備局発注の工事現場における事故防止に関する取り組みや、安全パトロールによる点検結果、

セーフティサポートニュース Vol.10 (R4.4) [PDF:893KB]

過去のセーフティサポートニュース

各種基準について

建設機械施工安全技術指針(H17.3.31改正) / 国土交通省総合政策局公共事業企画調整課施工安全企画室[外部サイト]

建設機械施工安全技術指針は、建設機械施工に関わる事故、災害を防止するために、各工種等または調査、計画、施工段階毎に必要な技術上の留意事項を

建設機械施工安全マニュアル(H22.4改訂) / 国土交通省総合政策局公共事業企画調整課施工安全企画室[外部サイト]

本マニュアルは、安全担当者ならびに安全管理責任者が、本マニュアルに示す基本的なチェック項目について、個々の現場における特有な条件などを加味し更

建設工事公衆災害防止対策要綱(R1.9改定) [PDF:341KB]

本要綱は土木工事の施工を行うに当たり、公衆災害を防止するために必要な計画、設計及び施工の基準を示し、もって土木工事の安全な施工の確保に寄与する

土木工事安全施工技術指針の改正について(R4.2改正) [PDF:1358KB]

本指針は土木工事における施工の安全を確保するため、一般的な技術上の留意事項や施工上必要な措置等の安全施工の技術指針を示したものです。

チェックリスト<架空線・地下埋設物> [PDF:102KB]

工事事故 事例集

工事事故 事例集

令和3年4月から令和4年3月までに発生した事故の事例を発生形態別に分類した事例集です。

類似事故を防止するため安全教育資料としてご活用下さい。

なお、本事例集で紹介している再発防止策は、発生した事故を受けて現場状況を踏まえて立案された内容であり、その全てが法令・基準等において実施すべき内容として定められているものではありません。

工事事故防止強化月間

令和3年10月26日(水)
国土交通省関東地方整備局
企画部・港湾空港部

記者発表資料

令和3年度 工事事故防止強化月間
～工事事故防止に向けた安全対策の取り組み～

関東地方整備局では、平成16年度より「重点的安全対策」を定め、工事事故の防止に努めているところです。

令和3年度の関東地方整備局における工事事故発生状況は8月31日現在で27件であり、前年度同日時点の発生件数(16件)と比較すると増加傾向にあり、要慮すべき状況にあります。

工事安全対策の向上を図るため、工事現場が増加する11月を「工事事故防止強化月間」とし、別紙のとおり実施要綱を定め、管内関係事務所に通知するとともに、関係団体等に協力要請し、工事安全対策に重点的に取り組まします。

なお、令和3年度の事故発生状況の詳細や事故事例については、関東地方整備局ホームページに掲載しています。
<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu0000013.html>

発表記者クラブ
竹芝記者クラブ
神奈川建設記者会
横浜海記者クラブ
埼玉海記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 企画部
技術調査課 建設専門官 川路 隆之
電話 048-600-1332

国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部
工事安全推進室 室長 工藤 浩
電話 045-211-7419

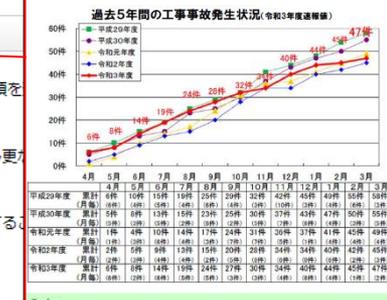
関東地方整備局 企画部 技術調査課

セーフティサポートニュース

SAFETY SUPPORT NEWS

Contents

- 令和3年度工事事故発生状況(事故(速報値))
- 令和4年度重点的安全対策について



Topics

- 令和3年度は「架空線・埋設物探査」が多発しており3月末時点で7件です。(前年度比+5件)
- 建設機械を操作した場合は、近接域に大きな安全確保を要する可能性があります。令和4年度のチェックリスト等を活用し、工事事故防止に努めていただきたいです。

【URL】 <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index0000013.html>

工事事故 『セーフティサポートニュース』の配信

取組の概要

安全対策に関する工夫や好事例の紹介をはじめ、安全・事故防止、盗難等に関する様々な情報を掲載する『セーフティサポートニュース』を発行し、受注者や都県の建設業協会等へ定期的に配信を行い、工事現場の安全対策を支援します。

実施状況

○ 平成29年3月より発行

<周知・配信先>

- 各事務所への周知
- 受注業者への周知
- 1都8県の建設業協会へメール配信
- 関東地方整備局ホームページに掲載

○ 第12号(R4. 10発行)

- 令和4年度工事事故発生状況(速報値)
- 工事事故事例(R4年度発生)
- 工事事故防止強化月間について

<セーフティサポートニュース>

Vol.12 <2022年10月発行>

SAFETY SUPPORT NEWS

Contents

- 令和4年度工事事故発生状況(速報値)
- 工事事故事例(R4年度発生)
- 工事事故防止強化月間について

過去5年間の工事事故発生状況(令和4年度は速報値)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成30年度	2	4	7	9	15	16	21	25	30	31	42	50
令和元年度	4	10	14	17	24	31	36	37	41	46	49	49
令和2年度	2	5	9	13	15	20	28	34	34	40	42	45
令和3年度	6	8	14	15	22	25	35	39	43	44	49	49
令和4年度	2	4	7	9	13	13	18	18	18	18	11	2

Topics

- 令和4年9月現在速報値の工事事故発生件数は18件で、前年同月より7件となっており減少傾向です。
- 工事事故発生件数のうち、13件は架空線や地下埋設物等を損傷する事故で公衆損害事故が多発しています。

工事事故発生事例(R4年度発生)

公衆損害事故(架空線損傷・地下埋設物損傷)

▶架空線・標識等損傷事故や地下埋設物損傷により、電力施設や通信施設に損傷が発生させると第三者への影響が非常に大きいため、ご注意ください。

事故事例①(令和4年5月発生)

翌日の準備作業中、施工予定所に土留割溝が仮置きされていたため、バックホウにて土留割溝を吊り上げて移動した際、バックホウのアーム部分が光ケーブルを損傷した事故。

発生要因

- 当該作業は予定外の作業であった。
- 吊钩の土留割溝に気を取られ、架空線への注意が不十分であった。
- 架空線下での作業であるが、見張り員がいなかった。
- 架空線に三角旗(目印表示)の設置がなされておらず、のぼり旗の設置数が少なく、注意喚起が不十分であった。

再発防止策

- 朝礼・KY時に作業内容を周知し、予定外作業は実施しない。
- 架空線付近での作業時は、事前に架空線の位置、高さを必ず確認する。
- 架空線の周辺を行う場合は、見張り員を配置することを徹底する。
- 架空線に三角旗の設置、周囲にのぼり旗を自立つように設置し注意喚起を図る。

チェックリストの活用

■ 架空線、地下埋設物損傷防止対策のため、チェックリストをご活用ください。

架空線近接箇所での作業におけるチェックリスト

地下埋設物に関する作業におけるチェックリスト

確認項目	確認者	確認年月日
1. 工事現場における架空線等上空施設については、施工に先立ち、現地調査を実施し、種類、位置(場所、高さ等)及び管理者を確認しているか。		/ /
2. 現地調査結果を発注者(監督職員)に報告したか。		/ /
3. 架空線等上空施設に近接して工事を行う場合は、必要に応じて、その管理者に施工方法の確認や立会いを求めたか。		/ /
4. 建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等により、接触・切断の危険性がある場合は、必要に応じて以下の保安措置を講じているか。 ①架空線等上空施設への防護カバーの設置 ②工事現場の出入り口等における高さ制限装置の設置 ③架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置 ④建設機械ブーム等の旋回・立入り禁止区域等の設定 ⑤近接して施工する場合は見張員の配置		/ /
5. 架空線等上空施設に近接した工事の施工にあたっては、架空線等と機械、工具材料等について安全な離隔を確保しているか。		/ /
6. 建設機械、ダンプトラック等のオペレータ・運転手・監視人に対し、工事現場区域及び工事用道路内の架空線等上空施設の種類、位置(場所、高さ等)を連絡するとともに、ダンプトラックのダンプアップ状態での移動・走行の禁止や建設機械の旋回・立入り禁止区域等の留意事項について周知徹底しているか。		/ /
7. 公道における架空線等上空施設の損傷事故防止のため、重機回送時の高さチェックやダンプトラックのダンプアップ状態での走行禁止についても周知徹底しているか。		/ /

(高圧線付近での作業)

8. 接触のおそれのある高圧線には防護措置を講じているか。または誘導員を配置しているか。		/ /
9. 電路から下記の離隔距離が十分とれているか。		/ /

電路の電圧(交流)	離隔距離
特別高圧(7,000V以上)	2m以上、但し、60,000V以上は10,000V又はその端数を増すごとに20cm増し
高圧(600~7,000V)	1.2m以上
低圧(600V以下)	1.0m以上

確認項目	確認者	確認年月日
1. 発注者から地下埋設物の情報を確認しているか。		/ /
2. 地下埋設物の管理方法及びその取扱い方法について施工計画書に明示しているか。		/ /
3. 埋設物管理者及び監督職員に立会を求め、地下埋設物の確認を行っているか。		/ /
4. 工事関係者に埋設位置を周知させるため、確認位置に杭や旗、ペンキ等の目印を付けているか。		/ /
5. 埋設物管理者及び監督職員に試掘の立会を求めたか。		/ /
6. 埋設物管理者及び監督職員の立会のもとに試掘を行ったか。		/ /
7. 試掘の結果、埋設物の位置が不明の場合は、再度位置の確認を行ったか。		/ /
8. 埋設物の詳細な位置を確認したか。		/ /
9. 発注者へ確認結果を報告したか。		/ /
10. 地下埋設物の近接作業方法について作業員に周知しているか。		/ /

関東地方整備局ホームページに掲載

http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000059661.pdf